

## 令和6年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

### 1 査察調査の概要

#### 【令和6年度の取組】

##### ○ 検察庁に告発した件数は23件、脱税総額（告発分）は20億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、23件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は20億円であり、1件当たりの脱税額は8千8百万円でした。また、告発率は60.5%となりました。

##### ○ 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

無申告事案では、エステ経営及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援資金融資の事務手続代行に関し、法人税の申告義務を認識していながら、確定申告を行わず故意に納税を免れていた、単純無申告は脱税事案を告発しました。

また、税理士が、顧問先である法人2社に対して脱税を指南し、不正加担先法人に対する架空の外注費等を計上する方法で、法人の所得を過少に申告させていた事案など、社会的波及効果の高い事案を告発しました。

#### 【令和6年度中の主な判決】

##### ○ 一審判決15件全てに有罪判決が言い渡され、5人に対して実刑判決 実刑判決のうち、最も重いものは、懲役2年6月でした。

## 2 重点事案への取組

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和6年度は5件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和6年度は2件を告発しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 3	件 7	件 6	件 10	件 5

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

### (参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 2	件 4	件 2	件 7	件 2
不正受還付額	百万円 3 5	百万円 6 2	百万円 4 4 3	百万円 2 6 9	百万円 3

(注1) 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

(注2) 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

### (2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和6年度は1件を告発しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	内2 件 3	内1 件 4	内1 件 1	内1 件 0	内1 件 1

(注1) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(注2) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

### トピック1 エステ経営等を行う法人の単純無申告ほ脱事案を告発

#### 【事案の概要】

A社は、エステ経営及び福祉関係施設を対象に実施する新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援資金融資の事務手続代行で多額の利益を得ていたものですが、法人税の申告義務を認識していながら確定申告を行わず納税を免れていました。

### (3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、海外に不正資金を隠しているなどの国際事案に積極的に取り組み、令和6年度は1件を告発しました。

また、国際事案では租税条約に基づく外国税務当局との情報交換制度を活用しました。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 9	件 4	件 6	件 5	件 1

### (4) 社会的波及効果の高い事案

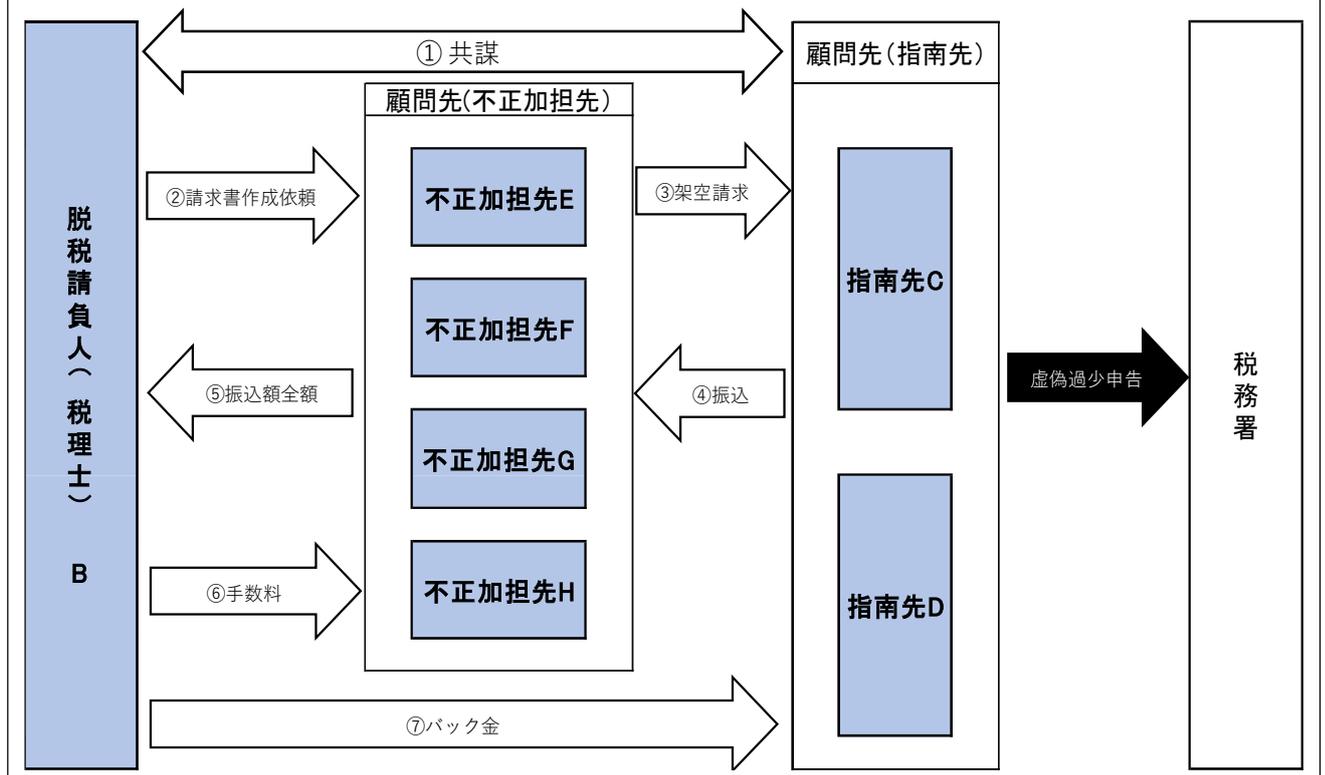
時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

### トピック2 脱税請負人事案を告発

#### 【事案の概要】

税理士であるBは、顧問先である法人2社に対して脱税を指南し、指南先代表者等と共謀の上、不正加担先法人に対する架空外注費等を計上する方法で法人2社の所得金額を過少に申告させ、これに対応する法人税及び地方法人税を免れさせたほか、当該行為に対する脱税手数料を得ていました。

(トピック2) 脱税請負人事案



### 3 不正資金等の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例も見られました。

その用途としては、

- 嗜好品の購入
- 競馬等のギャンブル
- クラブ等での遊興費

などがありました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅リビングの紙袋の中
- 居宅ダイニングのスーツケースの中
- 物置に置かれたスーツケースの中

に現金を隠していた事例などがありました。

更に、告発上有効であった物証の隠匿場所として

- 事務所の屋上

に水増し賞与に係る虚偽の書類を隠していた事例がありました。

## 4 査察事件の一審判決の状況

令和6年度中に一審判決が言い渡された件数は15件であり、全てに有罪判決が出され、そのうち実刑判決が5人に出されました。

なお、実刑判決のうち最も重いものは、懲役2年6月でした。

### トピック3 悪質な脱税者に実刑判決

令和6年度においても特に悪質な脱税者に対しては実刑判決が出されています。

#### 【事例】

Iは、実際には輸出業務を行っていないにもかかわらず、輸出免税制度を悪用し、架空の輸出免税売上げ及び架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けていました。

Iには懲役2年6月の実刑判決が出されました。

## 5 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				
	令和2	3	4	5	6
着手件数	31件	28件	36件	36件	30件
1 処理件数(A)	27	29	25	37	38
2 告発件数(B)	20	21	21	23	23
告発率(B/A)	74.1%	72.4%	84.0%	62.2%	60.5%

(注1) 処理件数とは、査察調査を終了した件数。

(注2) 告発件数とは、検察庁に告発した件数。

(注3) 処理件数と告発件数の差分件数は、検察庁への告発に至らなかった件数。

## (2) 脱税額の状況

項目		年度				
		令和 2	3	4	5	6
1 脱 税 額	2 総額	百万円 1,453	百万円 1,745	百万円 1,827	百万円 3,175	百万円 3,458
	同上1件 当たり	54	60	73	86	91
	3 告発分	1,173	1,307	1,705	2,175	2,028
	同上1件 当たり	59	62	81	95	88

(注1) 脱税額には加算税額を含む。

(注2) 総額は、検察庁に告発した事案か否かを問わずに処理した事案全ての脱税額を合計した金額。

(注3) 告発分は、検察庁へ告発した事案のみの脱税額を合計した金額。

## (3) 税目別告発事案の推移

### イ 税目別の告発件数

区分		年度				
		令和 2	3	4	5	6
所 得 税	件	3	2	1	3	1
法 人 税		13	11	14	10	16
相 続 税		-	-	-	-	-
消 費 税	内2	3	内4 7	内2 6	内7 10	内2 5
源泉所得税		1	1	-	-	1
合 計		20	21	21	23	23

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

### ロ 税目別の脱税額

区分		年度				
		令和 2	3	4	5	6
所 得 税	百万円	329	144	43	203	101
法 人 税		714	707	922	1,225	1,555
相 続 税		-	-	-	-	-
消 費 税		81	361	740	747	273
源泉所得税		49	95	-	-	99
合 計		1,173	1,307	1,705	2,175	2,028

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和 2		3		4		5		6	
業種	件数	業種	件数	業種	件数	業種	件数	業種	件数
不動産業	7	不動産業	11	建設業	5	建設業	5	建設業	7
建設業	5	建設業	3	不動産業	2	その他のサービス	5	その他のサービス	4
その他のサービス	4	その他の小売	2	その他の卸	2	その他の小売	3	製造業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1件としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

項目 年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
	判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和	件	件	%	人	百万円	月	百万円
2	内1 25	内1 25	100.0	内1 1	55	17.1	14
3	内2 27	内2 27	100.0	内1 1	35	17.2	10
4	内2 14	内2 14	100.0	内1 1	52	13.1	12
5	内3 23	内3 23	100.0	内- 4	61	15.7	15
6	内- 15	内- 15	100.0	内- 5	69	18.3	16

(注1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注2) ③~⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。